

# 個人情報取扱事業者保険 [約款集]

## ご契約者の皆様へ

このたびは、損保ジャパン日本興亜の保険契約にご加入いただきまして、まことにありがとうございました。早速、保険証券をお届け申し上げます。  
この保険約款には、ご加入いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ保険証券とともに保険契約満了まで保管くださいますようお願いいたします。  
なお、お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜におたずねください。  
損保ジャパン日本興亜では皆様の「安心」を常に考え、サービスの向上に努めてまいりますので、今後ともお引き立てのほど、よろしくようお願い申し上げます。

【ご注意】 ●口座振替制度（初回保険料口座振替制度を含む）をお申込みのお客さまへ  
保険料は、お客様ご指定の金融機関口座から所定の振替期日（初回保険料の口座振替に関する特約条項が適用される場合は、保険期間の始期が属する月の所定の口座振替日）に振り替えさせていただきます。  
●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金等の8割（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）までが補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。  
●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。  
●個人情報の取扱について  
損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜のホームページに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。か、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜の営業店までお問い合わせ願います。

## ●ご契約内容の変更について

お申し込みの際、申込書記載事項についてお知らせいただきましたが、お申し込みの後で次の変更が生じた場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にお知らせください。ご通知がないと保険金がお支払いできないことがあります。

・保険証券に記載している事項に変更が生じたとき

## ●万一事故がおきたら

万一、事故が発生しましたら、すみやかに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜に次の事項をお知らせください。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1. 証券番号        | 3. 事故の内容、損害の程度 |
| 2. 事故がおきた日時・場所 | 4. ご連絡先        |



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

- ◆保険証券の記載事項に変更が生じた場合または変更を希望する場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡がない場合は、項目によりご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。詳細につきましては、この保険契約に添付される約款集記載の普通保険約款および特約条項をご確認ください。
- ◆別に定める場合を除いて、法令に準拠している約款中の用語は、法令に定める定義によります。その場合、法令が保険契約を開始した後に改正されたときには、改正（施行）後の法令の定義・規定に従います。

# も く じ

◎業務過誤賠償責任保険普通保険約款	P. 1
◎個人情報取扱事業者特約条項	P. 4
◎企業情報漏えい担保追加条項（個人情報取扱事業者特約条項用）	P. 6

※下記の特約条項および追加条項は保険証券上または付属別紙に表示されているときに適用されます。

◎医師会用追加条項（個人情報取扱事業者特約条項用）	P. 7
◎医療機関用追加条項（個人情報取扱事業者特約条項用）	P. 7
◎ホームページ運営・コンピュータウィルスに起因する損害担保追加条項	P. 8
◎追加被保険者追加条項（個人情報取扱事業者特約条項用）	P. 8
◎求償権放棄追加条項（個人情報取扱事業者特約条項用）	P. 9
◎日付データ処理等に関する不担保追加条項（業務過誤賠償責任保険用）	P. 9
◎保険料精算追加条項（業務過誤賠償責任保険用）	P. 9
◎保険料精算追加条項（会計年度基準）（業務過誤賠償責任保険用）	P. 9
◎保険料精算追加条項（最近月末基準）（業務過誤賠償責任保険用）	P. 9
◎使用人等犯罪行為復活担保に関する追加条項	P.10
◎担保範囲の変更に関する追加条項（個人情報取扱事業者特約条項用）	P.10
◎担保範囲の変更に関する追加条項（医師会用）	P.10
◎担保範囲の変更に関する追加条項（医療機関用）	P.10
◎保険料分割払特約条項（一般用）	P.10
◎保険料分割払特約条項（大口用）	P.11
◎保険料支払に関する特約条項	P.12
◎共同保険に関する特約条項	P.12
◎初回保険料の口座振替に関する特約条項	P.12
◎クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項	P.13

# 業務過誤賠償責任保険普通保険約款

## 第1章 当会社のでん補責任

### 第1条（当会社のでん補責任）

当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が特約条項記載の業務（以下「業務」といいます。）につき行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して、被保険者に対し、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）をでん補します。

### 第2条（損害の範囲）

当会社が前条の規定によりでん補する損害は、次の①から⑩までに掲げるものを被保険者が負担することによって生じる損害にかぎります。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用
- ③ 求償権保全費用

### 第3条（用語の定義）

この普通保険約款において、次の①から⑩までに掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。

- ① 被保険者  
この保険契約により補償を受ける者として保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。また、被保険者が死亡した場合は、その者とその相続人または相続財産法人を、被保険者が破産した場合は、その者とその破産管財人を同一の被保険者とみなします。
- ② 一連の損害賠償請求  
損害賠償請求がなされた時または場所、損害賠償請求権者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。  
なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされたものとみなします。
- ③ 法律上の損害賠償金  
法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定（業務の結果を保証することを含みます。）がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
- ④ 争訟費用  
被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。）によって生じた費用（被保険者またはその従業員の報酬、賞与、給与等を除きます。）で、必要かつ有益と認められるものをいいます。
- ⑤ 求償権保全費用  
他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要不手続きをするために必要かつ有益であると認められる費用をいいます。
- ⑥ 保険契約申込書等  
保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
- ⑦ 反社会的勢力  
暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- ⑧ 無効  
保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

### 第4条（保険期間）

- (1) 保険期間は、その初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時（注）に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時とするものとします。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、当会社所定の保険料領収前になされた損害賠償請求に起因する損害をでん補しません。  
(注) 午後4時  
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。

## 第2章 当会社のでん補しない損害

### 第5条（でん補しない損害—その1）

当会社は、被保険者に対してなされた次の①から④までに掲げる損害賠償請求に起因する損害についてはでん補しません。なお、①から④までの中で記載されている事由または行為が、実際に生じた、または行われたと認められる場合に本案の規定が適用されるものとします。

- ① 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
  - ② 被保険者またはその使用人その他の被保険者の業務の補助者の犯罪行為（注1）に起因する損害賠償請求
  - ③ 法令に違反することを被保険者が認識しながら（注2）行った行為に起因する損害賠償請求
  - ④ 被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求
- (注1) 犯罪行為  
刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。
- (注2) 認識しながら  
認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

### 第6条（でん補しない損害—その2）

当会社は、被保険者に対してなされた次の①から⑩までに掲げる損害賠償請求に起因する損害については、でん補しません。なお、①から⑩までの中で記載されている事由または行為については、実際に生じた、または行われたと認められる場合にかぎらず、その事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 次に掲げるものに対する損害賠償請求  
ア、身体の障害（注1）および精神的苦痛  
イ、財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害
- ② 遡及日（注2）より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ③ 遡及日（注2）より前に、被保険者に対して提起された訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
- ④ この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（注3）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑤ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ⑥ 直接であると同接であるを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求  
ア、汚染物質（注4）の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態  
イ、汚染物質（注4）の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請
- ⑦ 直接であると同接であるを問わず、核物質（注5）の危険性（注6）またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- ⑧ 直接であると同接であるを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似の事象または暴動（注7）に起因する損害賠償請求
- ⑨ 直接であると同接であるを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- ⑩ 通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求  
① 被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求  
② 直接であると同接であるを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑪ 他の被保険者からなされた損害賠償請求  
(注1) 身体の障害  
身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
- (注2) 遡及日  
保険証券記載の遡及日をいいます。
- (注3) 知っていた場合  
知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (注4) 汚染物質  
固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染もしくは汚濁の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すず、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。
- (注5) 核物質  
核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。
- (注6) 核物質の危険性  
放射性、毒性または爆発性を含みます。
- (注7) 暴動  
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。

## 第3章 当会社のでん補限度額

### 第7条（でん補限度額）

- (1) 一連の損害賠償請求について当会社がでん補すべき損害の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券記載の一損害賠償請求でん補限度額を限度とします。

$$\left( \begin{array}{l} \text{一連の損害賠償請求に} \\ \text{よる損害の合計額} \end{array} - \text{保険証券記載の免責金額} \right) \times \text{保険証券記載の縮小でん補割合}$$

- (2) 当会社がこの保険契約ででん補する金額は、保険期間を通じて、保険証券記載の期間中でん補限度額を限度とします。また、第19条（損害賠償請求等の通知）(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券記載の期間中でん補限度額が適用されるものとします。

### 第8条（他の保険契約等との関係）

当会社は、前条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等（注）がある場合において、損害の額が他の保険契約等（注）によりでん補されるべき金額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額につき保険証券記載の縮小でん補割合を乗じて得た額を、保険証券記載の一損害賠償請求でん補限度額を限度としてでん補します。ただし、他の保険契約等（注）が、この保険契約のでん補限度額の超過額に対して適用されると明記している場合は、本条の規定は適用されません。

(注) 他の保険契約等  
この保険契約の全部または一部に対してでん補責任が同じである他の保険契約または共済契約を含みます。

## 第4章 保険契約者または被保険者の義務

### 第9条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項（注1）について、

故障または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)の事実がなくなった場合
  - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
  - ③ 保険契約者または被保険者が、損害賠償請求がなされる前に、保険契約申込書等の記載事項(注1)につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
  - ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合は保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合
  - ⑤ (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険(注2)に関する重要な事項と関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。
- (4) 損害賠償請求がなされた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。
- (注1) 保険契約申込書等の記載事項  
他の保険契約等に関する事項を含みます。
- (注2) 危険  
損害の発生の可能性をいいます。

#### 第10条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、書面に請求することのできる限り事前にその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければならない。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実が発生した場合(注2)は、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (1)の手續を怠った場合は、当会社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできる事由によるときは保険契約者または被保険者による発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害については、てん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。
- ① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなる場合
  - ② (1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害である場合
- (注1) 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実  
他の保険契約等に関する事項については除きます。
- (注2) (1)の事実が発生した場合  
⑤(1)の規定に該当する場合は除きます。

#### 第11条(記録の完備)

被保険者は、業務の遂行に関する記録を備えておかなければなりません。

## 第5章 保険契約の解除または無効・取消しおよび保険料の返還または請求

#### 第12条(保険契約の解除)

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社によるこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者が、この保険契約に基づき保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。  
ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。  
イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。  
ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。  
エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。  
オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - ④ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- (4) (2)または(3)の規定による解除が、損害賠償請求がなされた後に行われた場合であっても、当会社は、次条の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除

がなされた時までになされた損害賠償請求による損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (2)③アからオまでのいずれかにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注) この保険契約  
被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

#### 第13条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第14条(保険契約の無効・取消し)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第15条(保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承継の場合)

- (1) 当会社が第9条(告知義務)③④の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 当会社が第10条(通知義務)①(イ)の変更の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の規定に従い計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合
$$\left( \begin{array}{l} \text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料} \end{array} \right) \times \left( 1 - \frac{\text{既経過期間(注1)に対応する別表に掲げる短期料率}}{\text{未経過期間(注2)に対応する別表に掲げる短期料率}} \right) = \text{返還保険料}$$
  - ② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合
$$\left( \begin{array}{l} \text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料} \end{array} \right) \times \frac{\text{未経過期間(注2)に対応する別表に掲げる短期料率}}{\text{未経過期間(注2)に対応する別表に掲げる短期料率}} = \text{返還保険料}$$

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注3)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 当会社が(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、第10条(通知義務)①の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前になされた損害賠償請求による損害については、この規定を適用しませんが、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、(2)①または②の規定に従い計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (5) 当会社が(5)の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合(注3)は、当会社は、追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害については、保険契約条件変更の承認の請求に従い、てん補します。この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯された特約条項等の規定に従い、てん補します。
- (注1) 既経過期間  
第10条(通知義務)①(イ)の変更の承認をする場合においては、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時までの期間をいい、1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注2) 未経過期間  
第10条(通知義務)①(イ)の変更の承認をする場合においては、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいい、1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注3) 追加保険料の支払を怠った場合  
当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎりです。

#### 第16条(保険料の返還一保険契約の無効・取消し・失効の場合)

- (1) この保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第14条(保険契約の無効・取消し)①の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- (2) 第14条(保険契約の無効・取消し)②の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- (3) この保険契約が失効となる場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。  
既に払い込まれた保険料×(1-既経過期間(注)に対応する別表に掲げる短期料率)  
(注) 既経過期間  
1か月に満たない期間は1か月とします。
- 第17条(保険料の返還一保険契約解除の場合)
- (1) 第9条(告知義務)②、第10条(通知義務)②、第12条(保険契約の解除)②、第15条(保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合)③または第18条(当会社による調査)②の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left( 1 - \frac{\text{既経過期間(注)に対応する別表に掲げる短期料率}}{\text{未経過期間(注)に対応する別表に掲げる短期料率}} \right) = \text{返還保険料}$$

- (2) 第12条(保険契約の解除)①の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

既に払い込まれた保険料 ×  $\left( 1 - \frac{\text{既経過期間 (注) に対応する}}{\text{別表に掲げる短期利率}} \right) = \text{返還保険料}$

(注) 既経過期間  
1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

#### 第18条 (当社による調査)

- (1) 当会社は、保険期間中いつでも、保険契約者または被保険者の同意を得て、保険契約申込書等に記載された事項および第10条 (通知義務) (1)の規定により通知された事項に関して必要な調査をすることができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

## 第6章 保険金の請求

#### 第19条 (損害賠償請求等の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合は、遅滞なく、当会社に対して書面にて、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその損害賠償請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況 (注) を知った場合は、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日より早い機会等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく当会社に対し書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の通知を行わない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。  
(注) 損害賠償請求がなされるおそれのある状況  
損害賠償請求がなされること合理的に予想される状況にかぎります。

#### 第20条 (損害の防止軽減)

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、次の①および②の事項を履行しなければなりません。
  - ① 被保険者が第三者に対し求償できる場合は、求償権の保全または行使に必要な手続をすること。
  - ② 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて、損害をてん補します。
  - ① (1)①に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
  - ② (1)②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

#### 第21条 (争訟費用、法律上の損害賠償債)

- (1) 当会社は、当会社が必要と認めた場合は、損害賠償請求の解決に先立って、あらかじめ争訟費用を支払うことができるものとします。ただし、被保険者は、既に支払われた争訟費用の全額または一部について、この普通保険約款の規定によりてん補が受けられないこととなった場合は、支払われた額を限度として当会社へ返還しなければなりません。
- (2) 当会社は、この保険契約による防衛の義務を負担しません。
- (3) 被保険者は、あらかじめ当会社の書面による同意がないかぎり、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。この保険契約においては、当会社が同意した法律上の損害賠償金および争訟費用のみが損害としててん補の対象となります。

#### 第22条 (損害賠償請求解決のための協力)

- (1) 当会社は、当会社が必要と認めた場合は、自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、当会社に協力し、必要な情報を提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の当会社の求めに応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

#### 第23条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行行使することができるものとします。
  - ① 第2条 (損害の範囲) ①の法律上の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害に係る損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
  - ② 第2条 (損害の範囲) ②および③の費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
  - ① 保険金請求書
  - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
  - ③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
  - ④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
  - ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものは
- (3) 当会社は、損害賠償請求の内容、損害の額等ならびに、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害をてん補します。
  - ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
  - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
  - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第24条 (保険金の支払)

- (1) 当会社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - ① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定められる事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および行為と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等との有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数 (注2) を必要とするまでに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査		日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会 (注3)		180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会		90日
③ 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査		60日
④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査		180日
⑤ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判明もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または行為と被保険者に対してなされた損害賠償請求について当事者間に争いがある場合において(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会		180日

- (3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)①から⑤までに掲げる期間中に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注4) は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。  
(注1) 請求完了日  
被保険者が前条(2)の手続を完了した日をいいます。  
(注2) ①から⑤までに掲げる日数  
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。  
(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会  
弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。  
(注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合  
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第25条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注) を取得した場合において、当会社がその損害をてん補したときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの場合を限度とします。
  - ① 当会社が損害の額的全額をてん補した場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - ② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、てん補されていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)①の場合において、当会社に移転せず被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。  
(注) 損害賠償請求権その他の債権  
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

#### 第26条 (求償権の不行使)

- (1) 当会社は、前条(1)の規定により移転した債権に係る権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行行使しません。ただし、損害がこれらの者の故意によって生じた場合を除きます。

## 第27条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について、先取特権を有しません。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条（損害の範囲）①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
  - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差押えすることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権  
第2条（損害の範囲）①に対する保険金請求権にかぎりず。

## 第7章 訴訟の提起および準拠法

### 第28条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第29条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表)

### 短期料率表

既経過期間または未経過期間	短期料率	既経過期間または未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

## 個人情報取扱事業者特約条項

### <用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
アクセス制限	個人情報データベース等について、利用等に対する正当な権利を有しない者が、その個人情報データベース等の利用等ができないよう制限することをいいます。
家族	次の①から③に掲げる者をいいます。 ① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族 ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
協力費用	普通約款第6章保険金の請求第22条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の協力のために支出した費用をいいます。
個人識別符号	個人情報の保護に関する法律施行令第1条に定めるものをいいます。
個人情報	個人に関する情報であって、次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。 ① その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（注）により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。 ② 個人識別符号が含まれるもの (注) その他の記述等 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。

個人情報データベース等	個人情報を含む情報の集合物であって、次の①または②に掲げるものをいいます。 ① 特定の個人情報をコンピュータにより検索することができるように体系的に構成したものの ② 個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
個人情報取扱事業者 保険契約	普通約款およびこの特約条項に基づく当会社との保険契約をいいます。
個人データ	個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。
サイバー攻撃	コンピュータネットワーク、インターネット等を利用してサーバー、コンピュータネットワーク等に不正に侵入し、情報の詐取、破壊および改ざんならびにシステムを機能不全に陥らせることをいいます。
使用人等	役員、使用人および労働者派遣を業として行う事業者から記名被保険者へ派遣された労働者をいい、その地位にあった者を含みます。
争訟対応費用	損害賠償請求に対処するために支出した次の①から⑥に掲げる費用をいいます。ただし、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用にかぎりず。 ① 文書作成のために要する費用。ただし、相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎりず。 ② 交通費および宿泊費。ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。 ③ 記名被保険者の役員もしくは使用人または記名被保険者の下請負人の役員もしくは使用人に対して支払う超過勤務手当。ただし、その訴訟が提起されなくても発生する費用を除きます。 ④ 事故の再現実験および原因調査に要する費用をいい、意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。 ⑤ 増設コピー機の賃借費用 ⑥ 臨時雇入費用
第三者	被保険者、本人およびその家族以外の者をいいます。
電磁的記録	電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により作られた記録をいいます。
特約条項	個人情報取扱事業者特約条項をいいます。
普通約款	業務過誤賠償責任保険普通保険約款をいいます。
ブランドプロジェクト 費用	偶然な事由による個人情報の漏えいまたはおそれが生じたことを知った場合において、被保険者が実施する措置に要する費用をいいます。
保有個人データ	被保険者が、利用等の権限を有する個人データであって次の①から⑥に掲げるもの以外のものをいいます。 ① その個人データの存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害がおよぶおそれがあるもの ② その個人データの存否が明らかになることにより、違法もしくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの ③ その個人データの存否が明らかになることにより国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの ④ その個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障をきたすおそれがあるもの ⑤ 取得時から6か月以内に消去することとなるもの
本人	個人情報によって識別される特定の個人をいいます。
役員	会社法（平成17年法律第96号）上の取締役、執行役員および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。
利用等	利用、開示、内容の訂正、追加もしくは削除、利用の停止、消去または第三者への提供をいいます。

### 第1条（当会社でのん補責任）

- (1) 当会社は、普通約款第1章当会社でのん補責任第1条（当会社でのん補責任）の規定にかかわらず、被保険者が保険証券記載の業務を遂行するにあたり、偶然な事由により個人情報を漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、被保険者に対して保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被損害をてん補します。
- (2) 当会社は普通約款第1章当会社でのん補責任第1条（当会社でのん補責任）の規定にかかわらず、被保険者が保険証券記載の業務を遂行するにあたり、法律上の賠償責任を負担すべき、偶然な事由による個人情報の漏えいまたはおそれが生じたことを知った場合におけるブランドプロジェクト費用（以下、(1)に規定する損害とあわせて「損害」といいます。）をてん補します。ただし、個人情報の漏えいまたはおそれが生じたことが、保険期間中に次の①から③に掲げる事由のいずれかがなされることにより客観的に明らかになった場合にかぎりず。  
① 記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告等  
② 本人またはその家族への謝罪文の送付

③ 公的機関に対する文書による届出または報告等

**第2条（被保険者の範囲）**

この特約条項における被保険者は、普通約款第1章当会社でのん補責任第3条（用語の定義）①の規定にかかわらず、次の①および②に掲げる者となります。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の役員

**第3条（損害の範囲）**

(1) 当会社が第1条（当会社でのん補責任）(1)の規定によりてん補する損害は、普通約款第1章当会社でのん補責任第2条（損害の範囲）の規定にかかわらず、次の①から④に掲げるものを被保険者が負担することによって被る損害にかぎります。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用
- ③ 求償権保全費用
- ④ 協力費用
- ⑤ 争訟対応費用

(2) 当会社が第2条（当会社でのん補責任）(2)の規定によりてん補する損害は、普通約款第1章当会社でのん補責任第2条（損害の範囲）の規定にかかわらず、被保険者が支出した次の①から④に掲げる費用にかぎります。

名 称	費用の内容
① メディア対応費用	記名被保険者が行方新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表するなど信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用をいいます。
② クレーム対応費用	次のアからウに掲げる費用をいいます。 ア. 本人またはその家族への謝罪文の作成、送付等に要した費用 イ. 個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞品購入費用および見舞品の発送費用。ただし、社会通念上妥当な費用にかぎります。 ウ. 次のウからロに掲げる請求を受理するために要した費用。ただし、これらの請求を被保険者が履行するために要した費用は除きます。 ウ) 損害賠償請求 イ) 漏えいした、またはそのおそれがある個人情報の内容、範囲等についての開示請求 ウ) 本人によるその本人が識別される個人情報の開示、訂正、追加、削除または利用の停止の請求 ロ) その他ウからウに準じるものとして認められる請求
③ 事故対応費用	次のアからウに掲げる費用をいいます。 ア. 個人情報の漏えいの損害の拡大の防止に努めるために要した費用 イ. 次のウからロに掲げる措置を行うために、有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用 ウ) ①および②に掲げる費用の対象となる措置 ウ) ②ウからロに掲げる請求の履行 イ) 個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した原因の調査 ロ) 個人情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得 ウ. 個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した原因の調査に要した費用 イ. 個人情報漏えいまたはそのおそれがあることを被保険者が知った場合に、臨時に支出する次のウからロに掲げる費用 ウ) 記名被保険者の使用人等に対して支払う超過勤務手当。ただし、訴訟等の対応のために常時従事する者に対する費用を除きます。 イ) アルバイト等の臨時雇入費用 ウ) 交通費および宿泊費 ロ) 臨時回線を設置するための費用 ロ) 増設コピー機の賃借費用
④ 損害賠償請求費用	個人情報漏えい起因して被保険者が費用を負担したことで被る損害に対して、被保険者が被保険者以外の者に損害賠償請求を行うために要する争訟費用をいいます。

- (3) ②の費用には、次の①および②に掲げるものは含まれません。
- ① 記名被保険者の使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。
  - ② 正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用以上に要した費用

**第4条（てん補しない損害）**

(1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第2章当会社でのん補しない損害第5条（てん補しない損害—その1）①から④および同第6条（てん補しない損害—その2）①から③に掲げる損害賠償請求に起因する損害のほか、次の①から⑦に掲げる事由に起因する損害についてはてん補しません。

- ① 利用目的（注1）の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い
- ② 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱い
- ③ サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないこと
- ④ 被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険

者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生した当該違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ

- ⑤ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義もしくは主張に関して行方暴力的行為もしくは破壊行為（注2）またはこれらの行為が発生するおそれ
- ⑥ この保険契約およびこの保険契約より前に締結していた個人情報取扱事業者保険契約の保険期間開始時からの保険契約に定める保険料を徴収するまでの間に生じた個人情報の漏えいもしくはそのおそれ。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した日の属する個人情報取扱事業者保険契約に、初回情報漏えい前に個人情報漏えいまたはそのおそれが生じた場合について特に規定する特約条項または追加条項が付帯されている場合には、その特約条項または追加条項の規定に従います。
- ⑦ 記名被保険者の役員に関する個人情報漏えいしたこと。
- (2) 当会社は、被保険者に対してなされた次の①から③に掲げる損害賠償請求に起因する損害についてはてん補しません。
  - ① 個人情報の利用目的（注1）の変更が、変更前の利用目的（注1）と相当の関連性を有すると合理的に認められないことによりなされた損害賠償請求
  - ② 被保険者が本人に対して個人情報利用目的（注1）またはその変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損害賠償請求
  - ③ 被保険者が第三者へ個人データを提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または第三者と個人データを共同して利用したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
  - ④ 被保険者が第三者から個人データを提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
  - ⑤ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求

(3) 当会社は被保険者が次の①から③に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

- ① 個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
- ② 被保険者が本人の求めに応じてその本人が識別される個人データの第三者へ提供を停止しない、もしくは保有個人データの開示、訂正、追加、消去、利用の停止もしくは削除を行わない、またはこれらの措置が遅れたことにより加重された賠償責任
- ③ 契約違反による違約金支払規定により加重された賠償責任
  - (注1) 利用目的  
被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的
  - (注2) 暴力的行為もしくは破壊行為  
政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義または主張を伴わないサイバー攻撃を除きます。

**第5条（てん補限度額—その1）**

(1) 第3条（損害の範囲）(1)①に規定する損害について、当会社がてん補すべき額は、普通約款第3章当会社でのん補限度額第7条（てん補限度額）(1)の規定にかかわらず、次の算式により得られた額となります。

$$\left[ \text{第3条(1)①の損害額の合計額} - \text{保険証券に記載された免責金額} \right] \times \text{保険証券に記載された縮小てん補割合}$$

- (2) (1)および(4)の規定にかかわらず、第3条（損害の範囲）(1)①の損害のうち、個人情報を漏えいされた本人およびその家族が被る精神的な苦痛にかかる損害については、当会社は、個人情報1件（注）につき30万円を限度として、その損害をてん補します。
- (3) 第3条（損害の範囲）(1)②から⑤に規定する費用について、当会社がてん補すべき額は、普通約款第3章当会社でのん補限度額第7条（てん補限度額）(1)の規定にかかわらず、第3条（損害の範囲）(1)②から⑤の費用の合計額となります。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、第3条（損害の範囲）(1)①から③に規定する損害について、当会社がてん補すべき額は、(1)から(3)の規定に基づき算出された額を合算して、一連の損害賠償請求について、保険証券に記載された一損害賠償請求てん補限度額を限度とし、保険期間を通じて、保険証券に記載された保険期間中てん補限度額を限度とします。  
(注) 個人情報1件  
本人と家族の個人情報をとりまとめて1単位として構成されている場合は、1件とみなします。

**第6条（てん補限度額—その2）**

第3条（損害の範囲）(2)①から③に規定する費用について、当会社がてん補すべき額は、普通約款第3章当会社でのん補限度額第7条（てん補限度額）(1)の規定にかかわらず、次の算式により得られた額とし、同一の原因またはその原因に関連する他の原因に起因して生じたすべての個人情報の漏えいまたはそのおそれについて保険証券に記載されたブランドプロテクト費用てん補限度額を限度とします。

$$\left[ \text{第3条(2)①から③の費用の合計額} - \text{保険証券に記載された免責金額} \right] \times \text{保険証券に記載された縮小てん補割合}$$

**第7条（てん補限度額—その3）**

発生日（注）がこの保険契約の保険期間の開始日より前である場合は、当会社は、この保険契約によりてん補すべき金額と、発生日（注）の属する保険契約によりてん補すべき金額のうち、いずれか低い金額により損害をてん補します。  
(注) 発生日  
個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生した日の日を表します。

**第8条（他の保険契約等との関係）**

普通約款第3章当会社でのん補限度額第8条（他の保険契約等との関係）の規定にかかわらず、他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が、損害の額（注3）を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額をてん補します。



## 企業情報漏えい担保追加条項 (個人情報取扱事業者特約条項用)

### <用語の定義(五十音順)>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
関連会社	直接であるまたは子会社を通じて間接であることを問わず、記名被保険者が他の法人に対して、または他の法人が記名被保険者に対して、次の①から④に掲げるいずれかの要件を満たす場合の記名被保険者以外の法人をいいます。 ① 取締役会の構成を支配していること ② 議決権の過半数を支配していること ③ 発行済株式総数の過半数を保有していること ④ 会社法(平成17年法律第86号)およびその他の国、地域、法域、行政区域を問わず、類似の法令に規定される子会社または親会社
企業情報	記名被保険者が対象業務を遂行するにあたり所有、使用または管理する情報をいいます。ただし、個人情報を除きます。
企業情報漏えい	企業情報の漏えいの発生またはそのおそれの発覚をいいます。ただし、特許権、営業秘密(注1)および知的財産権(注2)の漏えいの発生またはそのおそれの発覚を含み、刑事告発および公益通報を除きます。 (注1) 営業秘密 不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条第6項に定めるものをいいます。 (注2) 知的財産権 特許権および営業秘密を除きます。
共同利用	被保険者が子会社および関連会社との間で双方が合意のもと企業情報を共同で利用していることをいいます。
子会社	会社法(平成17年法律第86号)に定める子会社または子会社に該当していた法人をいいます。
この追加条項が付帯された継続契約	この追加条項が付帯された保険契約の満期日を保険期間の初日として、この追加条項を付帯する契約をいいます。
この追加条項が付帯された初年度契約	この追加条項が初めて付帯された保険契約をいいます。
対象業務	保険証券記載の業務をいいます。
他人	被保険者、関連会社および子会社以外の法人および個人をいいます。
発覚	企業情報漏えいについて次の①から⑤のいずれか早い時をいいます。 ① 他人から被保険者に対して最初に通報された時 ② 被保険者が最初に企業情報漏えいを認識した時。ただし、故意または過失により企業情報漏えいを生じさせた者が認識した時を除きます。 ③ 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により最初に報道された時 ④ インターネット掲示板への書き込み等他人により最初に公表された時 ⑤ 被保険者が当社に対して書面で通知し、当社がこれを承認した時
発生日	企業情報漏えいが発生またはそのおそれが発覚した日をいいます。

### 第1条(当会社でのん補責任)

当会社は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1章当会社でのん補責任第1条(当会社でのん補責任)および個人情報取扱事業者特約条項(以下「特約条項」といいます。)第1条(当会社でのん補責任)の規定にかかわらず、対象業務に係属して発生した企業情報漏えい(注)に起因して、保険期間中に日本国内において被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。

### 第2条(損害の範囲)

当社が前条の規定によりてん補する損害は、普通約款第1章当会社でのん補責任第2条(損害の範囲)の規定にかかわらず、次の①または②に掲げるものを被保険者が負担することによって被る損害にかぎります。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用

### 第3条(保険期間と支払責任の関係)

- (1) この保険契約がこの追加条項が付帯された初年度契約である場合において、発生日がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、損害をてん補しません。
- (2) この保険契約がこの追加条項が付帯された継続契約である場合において、発生日がこの追加条項が付帯された初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、損害をてん補しません。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約の保険期間開始時からこの保険契約の保険料(注)を領取する前に生じた企業情報漏えいの発生またはそのおそれに起因する損害賠償請求に起因する損害については、てん補しません。  
(注) この保険契約の保険料  
保険料を分割して払い込む場合は、初回保険料をいいます。

### 第4条(てん補しない損害)

当社は、普通約款第2章当会社でのん補しない損害第5条(てん補しない損害一その1)および同第6条(てん補しない損害一その2)に掲げる損害賠償請求に起因する損害のほか、直接であると間接

- ① 他の保険契約等(注1)から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額(注2)
- ② 他の保険契約等(注1)から保険金または共済金が支払われた場合  
損害の額(注3)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注2)を限度とします。  
(注1) 他の保険契約等  
この保険契約の全部または一部に対しててん補責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。  
(注2) 支払責任額  
それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。  
(注3) 損害の額  
それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

### 第9条(諸語規定)

この特約条項においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
普通約款第2章当会社でのん補しない損害第5条(てん補しない損害一その1)①	被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求	被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、当社がてん補しないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
普通約款第2章当会社でのん補しない損害第5条(てん補しない損害一その1)②	被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者	記名被保険者またはその使用者等
普通約款第2章当会社でのん補しない損害第6条(てん補しない損害一その2)①ア	身体の障害(注1)または精神的苦痛	身体の障害(注1)
普通約款第2章当会社でのん補しない損害第6条(てん補しない損害一その2)①イ	財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難	財物の滅失、損傷または汚損
普通約款第2章当会社でのん補しない損害第6条(てん補しない損害一その2)②	行われた行為	生じた個人情報の漏えいまたはそのおそれ
普通約款第4章保険契約者または被保険者の義務第9条(告知義務)	被保険者	記名被保険者
普通約款第4章保険契約者または被保険者の義務第10条(通知義務)	被保険者	記名被保険者
普通約款第6章保険金の請求第23条(保険金の請求)(1)①	第2条(損害の範囲)①	個人情報取扱事業者特約条項第3条(損害の範囲)(1)①
普通約款第6章保険金の請求第23条(保険金の請求)(1)②	第2条(損害の範囲)②および③	個人情報取扱事業者特約条項第3条(損害の範囲)(1)②から⑤および同条(2)①から④
普通約款第6章保険金の請求第26条(求償権の不行使)	被保険者の使用者その他被保険者の業務の補助者	記名被保険者の使用者等
普通約款第6章保険金の請求第26条(求償権の不行使)	これらの者	この者

### 第10条(被保険者相互間の交差責任)

この特約条項の規定は、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する追加条項の保険金を支払わない場合について定めた規定に反しないかぎり、当社は、被保険者相互間(注)における他の被保険者をそれぞれ他人とみなすことなく適用します。

(注) 被保険者相互間

記名被保険者その他の記名被保険者の相互間を含みます。

### 第11条(普通約款との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

- であるを問わず、次の①から⑨に掲げる損害賠償請求に起因する損害については、てん補しません。
- ① グラフィックカード番号、口座番号等が漏えいし、それらの番号が不正に使用されたことによつて生じた経済的損失に起因する損害賠償請求
  - ② 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
  - ③ 被保険者が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したことに起因する損害賠償請求
  - ④ 被保険者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求
  - ⑤ 被保険者が他人に対して企業情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または他人との間で企業情報を共同利用したことが、企業情報漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
  - ⑥ 被保険者が他人から企業情報を提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、企業情報漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
  - ⑦ 被保険者が企業情報を共同利用している場合において、共同利用している間に企業情報漏えいが発生することによつて生じた経済的損失に起因する損害賠償請求
  - ⑧ 次のアからウに掲げる契約上加重された責任または保証に起因する損害賠償請求
    - ア、契約上加重された責任または義務に起因する損害賠償請求
    - イ、保証に起因する損害賠償請求
    - ウ、対象事業の履行遅滞または履行不能に起因する損害賠償請求
  - ⑨ 被保険者が偽りまたは他不正な手段により取得した企業情報を漏えいさせたことに起因する損害賠償請求
  - ⑩ サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する損害賠償請求
  - ⑪ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者が、その主義・主張に反して行う暴力的行為もしくは破壊行為またはこれらの行為が発生するおそれに起因する損害賠償請求
  - ⑫ 企業情報が正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任

## 第5条（てん補限度額）

- ① 第1条（当会社でのん補責任）に基づき当会社があてん補すべき第2条（損害の範囲）①および②の損害の額は、普通約款第3章当会社でのん補限度額第7条（てん補限度額）(1)および特約条項第5条（てん補限度額—その1）(1)の規定にかかわらず、一連の損害賠償請求について、次の算式により得られた額とします。ただし、一連の損害賠償請求および保険期間中について1,000万円を限度とします。

$$\text{第2条①および②の損害の合計額} \times \text{免責金額} 5 \text{万円}$$

- ② (1)の規定にかかわらず、当会社があてん補すべき損害の額は、保険証券に記載された期間中てん補限度額を限度とします。
- ③ この保険契約の保険期間の開始日より発生日が前である場合は、当会社は、この保険契約によりてん補すべき金額と発生日の属する保険契約によりてん補すべき金額のうち、いずれか低い金額により損害をてん補します。

## 第6条（就替規定）

この追加条項においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
普通約款第2章当会社でのん補しない損害第6条（てん補しない損害—その2）①ア	身体の障害（注1）および精神的苦痛	身体の障害（注1）
普通約款第2章当会社でのん補しない損害第6条（てん補しない損害—その2）①イ	財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害	財物の滅失、損傷、汚損、紛失およびそれらに起因する財物の使用不能損害
普通約款第6章保険金の請求第23条（保険金の請求）(1)①	第2条（損害の範囲）①	企業情報漏えい担保追加条項（個人情報取扱事業者特約条項用）第2条（損害の範囲）①
普通約款第6章保険金の請求第23条（保険金の請求）(1)②	第2条（損害の範囲）②および③	企業情報漏えい担保追加条項（個人情報取扱事業者特約条項用）第2条（損害の範囲）①

## 第7条（てん補しない損害の適用除外）

当会社は、この追加条項において、普通約款第2章当会社でのん補しない損害第6条（てん補しない損害—その2）②および③の規定を適用しません。

## 第8条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

## 医師会利用追加条項（個人情報取扱事業者特約条項用）

### 第1条（当会社でのん補責任）

この追加条項が付帯された保険契約においては、個人情報取扱事業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社でのん補責任）(1)および(2)で規定する「保険証券記載の業務」には、被保険者が開設する医療施設の業務を含みます。

### 第2条（てん補限度額）

- (1) この保険契約において、当会社は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」とい

ます。」第7条（てん補限度額）ならびに特約条項第5条（てん補限度額—その1）、特約条項第6条（てん補限度額—その2）および第7条（てん補限度額—その3）の規定を適用しません。

- (2) この保険契約により、当会社が一連の損害賠償請求についててん補する金額は、普通約款第7条（てん補限度額）(1)の規定にかかわらず、次の①から④に定めるところによります。
    - ① 当会社は、特約条項第3条（損害の範囲）(1)①から⑥に規定する損害についてはその全額を、保険証券に記載された一損害賠償請求てん補限度額（以下「一損害賠償請求てん補限度額」といいます。）を限度として、てん補します。
    - ② ①の規定の適用にあたり、特約条項第3条（損害の範囲）(1)①の損害のうち、個人情報を漏えいされた本人およびその家族が被る精神的な苦痛にかける損害については、当会社は、個人情報1件（注）につき保険証券に記載された一損害賠償請求てん補限度額の5%を限度としてその損害をてん補します。
    - ③ 当会社は、特約条項第3条（損害の範囲）(2)①から④に規定する費用については、同一の原因またはその原因に関連する他の原因に起因して生じたすべての個人情報漏えいまたはそのおそれに関する損害について、次の算式により得られた額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額をてん補します。ただし、保険証券に記載されたブランドプロジェクト費用てん補限度額を限度とします。
- 特約条項第3条(2)①から④の費用の合計額 × 縮小てん補割合90%
- ④ ①から③の規定にかかわらず、当会社があてん補する保険金の額は、特約条項第3条（損害の範囲）に規定する損害については合算して一損害賠償請求てん補限度額を限度とし、かつ、保険期間を通じて保険証券に記載された期間中てん補限度額を限度とします。
- (注) 個人情報1件  
本人と家族の個人情報を取りまとめて1単位として構成されている場合は1件とみなします。

## 第3条（保険金額の適用）

当会社が保険金を支払うべき一連の損害賠償請求について、他の保険契約等（注）がある場合、この保険契約において支払う保険金は、被保険者ごとに他の保険契約等（注）と合算して10億円を限度とします。

(注) 他の保険契約等

他の個人情報取扱事業者保険契約または共済契約をい、この保険契約の被保険者と同一の者を被保険者とするものにかぎりです。

## 第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

## 医療機関用追加条項（個人情報取扱事業者特約条項用）

### 第1条（当会社でのん補責任）

- (1) 当会社は、個人情報取扱事業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条（当会社でのん補責任）(1)および(2)の規定における「保険証券記載の業務」を「保険証券記載の医療施設または介護施設の業務」と読み替えて適用するものとします。
- (2) (1)で規定する「保険証券記載の医療施設または介護施設の業務」には、被保険者が開設する他の施設の業務を含みません。

### 第2条（てん補限度額）

- (1) この保険契約において、当会社は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第7条（てん補限度額）ならびに特約条項第5条（てん補限度額—その1）、特約条項第6条（てん補限度額—その2）および第7条（てん補限度額—その3）の規定を適用しません。
  - (2) この保険契約により、当会社が一連の損害賠償請求についててん補する金額は、次の①から④に定めるところによります。
    - ① 当会社は、特約条項第3条（損害の範囲）(1)①から⑥に規定する損害についてはその全額を、保険証券に記載された一損害賠償請求てん補限度額（以下「一損害賠償請求てん補限度額」といいます。）を限度として、てん補します。
    - ② ①の規定の適用にあたり、特約条項第3条（損害の範囲）(1)①の損害のうち、個人情報漏えいされた本人およびその家族が被る精神的な苦痛にかける損害については、当会社は、個人情報1件（注）につき保険証券に記載された一損害賠償請求てん補限度額の5%を限度としてその損害をてん補します。
    - ③ 当会社は、特約条項第3条（損害の範囲）(2)①から④に規定する費用については、同一の原因またはその原因に関連する他の原因に起因して生じたすべての個人情報漏えいまたはそのおそれに関する損害について、次の算式により得られた額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額をてん補します。ただし、保険証券に記載されたブランドプロジェクト費用てん補限度額を限度とします。
- 特約条項第3条(2)①から④の費用の合計額 × 縮小てん補割合90%

- ④ ①から③の規定にかかわらず、当会社があてん補する保険金の額は、特約条項第3条（損害の範囲）に規定する損害については合算して一損害賠償請求てん補限度額を限度とし、かつ、保険期間を通じて保険証券に記載された期間中てん補限度額を限度とします。

(注) 個人情報1件

本人と家族の個人情報を取りまとめて1単位として構成されている場合は1件とみなします。

## 第3条（本人情報を共同利用する場合の特則）

被保険者が保険証券記載の施設以外に他の施設を開設し、他の施設との間で個人情報を共同利用している場合、個人情報漏えいがいずれかの施設の業務遂行に因るものか不明であるときは、被保険者が開設した個人情報を共同利用している全ての施設が、当会社が保険金を支払うべき個人情報取扱事業者賠償責任保険に加入している場合にかぎり、一連の損害賠償請求に起因する損害についてそれぞれの施設の保険金額の最も高い保険金額を限度にてん補します。

#### 第4条（保険金額の適用）

- (1) 当社が保険金を支払うべき一連の損害賠償請求について、他の保険契約等（注）がある場合、この保険契約において支払う保険金は、被保険者ごとに他の保険契約等（注）と合算して10億円を限度とします。
- (2) (1)に規定するこの保険契約の被保険者と同一の者とは、所在地、名称にかかわらず法人格をもって同一と判断するものとします。
- (注) 他の保険契約等  
他の個人情報取扱事業者保険契約または共済契約をい、この保険契約の被保険者と同一の者を被保険者とするものにかぎりず。

#### 第5条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

## ホームページ運営・コンピュータウィルスに起因する損害担保追加条項

### <用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
アクセス	コンピュータ・システムを利用できる状態とすることまたはその内部の電子情報を取り扱うことをいいます。
コンピュータウィルス	第三者の情報に対して、意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムまたはファイルであって、次の①および②の双方の機能を有するものをいいます。 ① システム感染機能、ファイル感染機能および複合感染機能など自らの機能によって他のプログラムに自らを複製し、またはシステム機能を利用して自らを他のシステムに複製すること等により、他のシステム、プログラムまたはファイルに自らを増殖または伝染させる機能 ② 情報等の破壊を行ったり、設計者の意図しない動作を行う機能
使用人等	役員、使用人および労働者派遣業として行う事業者から被保険者へ派遣された労働者を含む、その地位にあつたものをいいます。
情報システム	コンピュータ・システムを中心とする情報処理および通信に係るシステムをいいます。
人格権の侵害	次の①から⑤に掲げるいずれかに該当するものをいいます。 ① プライバシーの侵害 ② 名誉または信用の毀損 ③ 氏名権（注1）の侵害 ④ 肖像権（注2）の侵害 ⑤ パブリシティ権（注3）の侵害 (注1) 氏名権 自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。 (注2) 肖像権 自己の肖像を無断で他人に撮影、使用または公表されない権利をいいます。 (注3) パブリシティ権 経済的利益または価値を有する自己の氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。
対象業務	保険証券記載の業務をいいます。
電子情報	情報システムで取り扱われる、またはネットワークで通信される、電子的に存在する情報または電子的に存在する形で利用されることが予定されている情報で、データおよびプログラムを含みます。
ネットワーク	電子データを伝送する通信回線、ルーターおよび交換機で構成される情報通信ネットワーク、コンピュータ、サーバー、データ端末等の情報機器を接続したコンピュータネットワーク、インターネット等のパケットネットワークをいいます。

#### 第1条（当社でのん補責任）

- (1) この追加条項により、当社は、個人情報取扱事業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）によりてん補する損害のほか、被保険者が対象業務を遂行するにあたり、次の①または②に掲げる事由に起因して、日本国内において保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）をてん補します。
- ① 日本国内における記名被保険者のホームページ（注）の運営・管理に起因する第三者の人格権の侵害または著作権の侵害。ただし、個人情報の漏えいに起因するものを除きます。
- ② 被保険者から発信された電子メール、添付ファイル等の電子情報による第三者の情報システム、ネットワークまたは電子情報のコンピュータウィルス感染
- (2) 当社が(1)の規定によりてん補する損害は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（損害の範囲）の規定にかかわらず、次の①から⑤に掲げるものを被保険者が負担することによって生じる損害にかぎりず。
- ① 法律上の損害賠償金  
② 争訟費用  
③ 求償権保全費用

- ④ 協力費用  
⑤ 争訟対応費用  
(注) 記名被保険者のホームページ  
他人のためにホームページの運営・管理を受託している場合を含みません。

#### 第2条（てん補しない損害）

- 当社は、直接であると同接であるを問わず、普通約款第2章当社でのん補しない損害第5条（てん補しない損害一その1）①から④および同第6条（てん補しない損害一その2）①から③に掲げる損害賠償請求に起因する損害ならびに特約条項第4条（てん補しない損害）(1)から(3)に掲げる事由に起因する損害のほか、次の①から⑤に掲げる損害賠償請求に起因する損害に対しては保険金を支払いません。
- ① 電子マネー（注1）等による電磁的方法による決済に起因する損害賠償請求  
② 記名被保険者の使用人等の故意、重過失による法令違反に起因する損害賠償請求  
③ 記名被保険者の使用人等が他人に損失を与えることを認識しながら（注2）行った行為に起因する損害賠償請求  
④ ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求  
⑤ 対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て、製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求  
⑥ 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した（注3）情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求  
⑦ 被保険者以外の者に管理を委託された、またはメンテナンスを行った（注4）情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求  
(注1) 電子マネー  
出入金など金銭の情報を電子化した、現物の通貨と同様の動きをするものをいいます。  
(注2) 損失を与えることを認識しながら認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。  
(注3) 販売、納入または引き渡した対価の有無を問いません。  
(注4) メンテナンスを行った対価の有無を問いません。

#### 第3条（読み替え規定）

この追加条項においては、普通約款の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
普通約款第2章当社でのん補しない損害第5条（てん補しない損害一その1）②	その使用人その他被保険者の業務の補助者	その使用人等
普通約款第2章当社でのん補しない損害第6条（てん補しない損害一その2）①ア	身体の障害（注1）および精神的苦痛	身体の障害（注1）
普通約款第2章当社でのん補しない損害第6条（てん補しない損害一その2）①イ	財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害	財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害。ただし、コンピュータウィルスの感染による第三者の情報システム、ネットワークまたは電子情報の損壞に起因する場合を除きます。
普通約款第6章保険金の請求第26条（求償権の不行使）	被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者	記名被保険者の使用人等
普通約款第6章保険金の請求第26条（求償権の不行使）	これらの者	この者

#### 第4条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯される他の追加条項の規定を適用します。

## 追加被保険者追加条項

（個人情報取扱事業者特約条項用）

### <用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
追加被保険者	追加被保険者として保険証券に氏名または名称ならびに住所または所在地が記載された者をいいます。

#### 第1条（被保険者の追加）

この保険契約の被保険者には、記名被保険者のほか、追加被保険者を含みます。ただし、追加被保険者は、記名被保険者の保険証券記載の業務に関してのみ、被保険者に含まれるものとします。

#### 第2条（責任限度）

(1) 当社がこの保険契約に基づきてん補すべき個人情報取扱事業者特約条項（以下「特約条項」とい

ます。)第3条(損害の範囲)(1)の損害の額は、第5条(てん補限度額一その1)の規定にかかわらず、被保険者の数にかかわらずなく、一連の損害賠償請求につき保険証券記載の「損害賠償請求てん補限度額を限度とし、かつ、保険期間を通じて保険証券記載の期間中てん補限度額を限度とします。

(2) 当会社がこの保険契約に基づきてん補すべき特約条項第3条(損害の範囲)(2)の損害の額は、第6条(てん補限度額一その2)の規定にかかわらず、被保険者の数にかかわらずなく、一連の損害賠償請求につき保険証券に記載されたブランドプロジェクト費用てん補限度額を限度とします。

### 第2条(普通保険約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

## 求償権放棄追加条項

(個人情報取扱事業者特約条項用)

### 第1条(求償権の不行使)

この保険契約において、当社は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第26条(求償権の不行使)に定めるほか、普通約款第25条(代位)(1)の規定に基づき取得する権利のうち、保険証券記載の者に対する権利については、これを行いません。ただし、これらの者の故意によって生じた損害を除きます。

### 第2条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに個人情報取扱事業者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

## 日付データ処理等に関する不担保追加条項

(業務過誤賠償責任保険用)

### 第1条(てん補しない損害)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する事由に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。なお、その理由が実際にあったと認められる場合にかぎらず、その理由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害についても、この追加条項の規定に従い、てん補しません。

- 西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、交換、変換、蓄積、解析または受入れできないことに関連するコンピュータ等(注1)の作動不能、誤作動もしくは不具合またはそれらのおそれが生じたこと
- 被保険者により、または被保険者のために被保険者以外の者が行う、①に掲げる事由(注2)に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理もしくは請負その他これらに類する業務、または①に掲げる事由の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等(注1)の停止または中断(注3)

- コンピュータ等  
次のアからカに掲げるものをいい、これらを内蔵するものを含み、被保険者の所有であるか否かを問いません。  
ア. コンピュータおよびその周辺機器  
イ. ソフトウェア(プログラム、アプリケーションソフトウェア、オペレーティングシステム、データその他これらに類するものをいいます。)  
ウ. コンピュータネットワーク  
エ. マイクロプロセッサ等の集積回路  
オ. アからイのいずれかに類する機器または部品  
カ. 形態を問わず、アからイのいずれかのものを直接または間接的に使用する、もしくはそれらに依存しているその他のあらゆる製品、サービス、データまたは機能

(注2) ①に掲げる事由  
潜在的なものであると現実的に生じているものであるとを問いません。

(注3) コンピュータ等の停止または中断  
コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。

### 第2条(普通保険約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

## 保険料精算追加条項

(業務過誤賠償責任保険用)

### <用語の定義>

業務過誤賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)において、次の用語は次の定義によります。

用語	定義
売上高	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。

### 第1条(保険料の精算)

- 保険契約者は、保険料が売上高に対する割合によって定められている場合においては、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- 当会社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料(注)と既に領

収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

(注) 算出された保険料  
この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合は、その最低保険料をいいます。

### 第2条(失効・解除の特例)

保険料が売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合には、前条(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

(2) 普通約款第5章保険契約の解除または無効・取消しおよび保険料の返還または請求第17条(保険料の返還—保険契約解除の場合)(1)または(2)の規定にかかわらず、保険料が売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合には、第1条(2)の規定にかかわらず、(3)の規定によって保険料を精算します。

### 第3条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこの保険契約に適用される特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

## 保険料精算追加条項(会計年度基準)

(業務過誤賠償責任保険用)

### <用語の定義>

業務過誤賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)において、次の用語は次の定義によります。

用語	定義
売上高	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(注1)の翌会計年度(1年間)において、保険証券記載の業務によって被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。 (注1) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度 この保険契約に前契約(注2)がある場合は、前契約(注2)で保険料を確定するために用いた会計年度と読み替えて適用します。ただし、前契約(注2)が失効または解除となった場合を除きます。 (注2) 前契約 この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一であり、保険期間の末日をこの保険契約の保険期間の初日とする保険契約をいいます。ただし、この追加条項が付帯された保険契約にかぎります。

### 第1条(保険料の精算)

- 保険契約者は、保険料が売上高に対する割合によって定められている場合においては、売上高が確定した後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- 当会社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

(注) 算出された保険料  
この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合は、その最低保険料をいいます。

### 第2条(失効・解除の特例)

(1) この保険契約が失効または解除となった場合、用語の定義の売上高を次のとおり読み替えて、(2)および(3)の規定を適用します。

用語	定義
売上高	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。

(2) 保険料が売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合には、前条(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

(3) 普通約款第5章保険契約の解除または無効・取消しおよび保険料の返還または請求第17条(保険料の返還—保険契約解除の場合)(1)または(2)の規定にかかわらず、保険料が売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合には、第1条(2)の規定にかかわらず、(3)の規定によって保険料を精算します。

### 第3条(普通約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこの保険契約に適用される特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

## 保険料精算追加条項(最近月末基準)

(業務過誤賠償責任保険用)

### <用語の定義>

業務過誤賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)において、次の用語は次の定義によります。

用語	定義
売上高	<p>保険契約締結時に把握可能な最近の末日（注1）の翌日から1年間において、保険証券記載の業務によって被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。</p> <p>（注1） 保険契約締結時に把握可能な最近の末日 この保険契約に前契約（注2）がある場合は、前契約（注2）で保険料を確定するために用いた売上高の集計期間の末日と読み替えて適用します。ただし、前契約（注2）が失効または解除となった場合を除きます。</p> <p>（注2） 前契約 この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同一であり、保険期間の末日をこの保険契約の保険期間の初日とする保険契約をいいます。ただし、この追加条項が付帯された保険契約にかぎります。</p>

### 第1条（保険料の精算）

- 保険料者は、保険料が売上高に対する割合によって定められている場合においては、売上高が確定した後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- 当会社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料（注）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

（注） 算出された保険料

この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合は、その最低保険料をいいます。

### 第2条（失効・解除の特例）

- この保険契約が失効または解除となった場合、用語の定義の売上高を次のとおり読み替えて、(2)および(3)の規定を適用します。

用語	定義
売上高	<p>保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。</p>

- 保険料が売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合には、前条(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。
- 普通約款第5章保険契約の解除または無効・取消しおよび保険料の返還または請求第17条（保険料の返還—保険契約解除の場合）(1)または(2)の規定にかかわらず、保険料が売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、第1条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

### 第3条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびにこの保険契約に適用される特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

## 使用人等犯罪行為復活担保に関する追加条項

### 第1条（読替規定）

- この保険契約においては、個人情報取扱事業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第9条（読替規定）の規定にかかわらず、業務過誤賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章当会社でてん補しない損害第5条（てん補しない損害—その1）②の規定を次のとおり読み替えて適用します。  
「② 被保険者の犯罪行為（注）に起因する損害賠償請求。ただし、当会社が損害をてん補しないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。  
（注） 刑を科せられるべき違法な行為をい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。」
- この保険契約においては、特約条項第9条（読替規定）の規定にかかわらず、普通約款第6章保険金の請求第26条（求償権の不行使）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

#### 第26条（求償権の不行使）

当会社は、前条（代位）(1)の規定に基づき取得する権利のうち、被保険者の使用人等（使用人等であった者を含みます。）に対するものにかぎりこれを行いません。ただし、この者の故意によって生じた損害についてはこのかぎりではありません。」

### 第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

## 担保範囲の変更に関する追加条項

（個人情報取扱事業者特約条項用）

### 第1条（てん補限度額の変更）

- この保険契約においては、個人情報取扱事業者特約条項（以下「特約条項」といいます。）第6条（てん補限度額—その2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

#### 第6条（てん補限度額—その2）

第3条（損害の範囲）(2)①から④に規定する費用について、当会社がてん補すべき額は、普通約款第3章当会社でてん補限度額第7条（てん補限度額）(1)の規定にかかわらず次の算式により得られた額とし、保険期間を通じて保険証券に記載されたブランドプロジェクト費用でてん補限度額を限度とします。

$$\left( \begin{array}{l} \text{第3条(2)①から④} \\ \text{の費用の合計額} \end{array} - \text{保険証券に記載された} \right) \times \text{保険証券に記載された} \\ \text{免責金額} \qquad \qquad \qquad \text{縮小てん補割合}$$

- 特約条項第5条（てん補限度額—その1）(1)および(4)の規定にかかわらず、第三者が特約条項第3条（損害の範囲）(2)①から④に掲げる費用を負担したことについて被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し、当会社がてん補すべき第3条（損害の範囲）(1)①から⑤の額は、保険期間中を通じて保険証券に記載されたブランドプロジェクト費用でてん補限度額を限度とします。

### 第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

## 担保範囲の変更に関する追加条項（医師会用）

### 第1条（てん補限度額の変更）

- この保険契約において、当会社は、保険費用追加条項（個人情報取扱事業者特約条項用）第2条（てん補限度額）(2)③の規定を次のとおり読み替えて適用します。  
「③ 当会社は、特約条項第3条（損害の範囲）(2)①から④に規定する費用については、同一の原因またはその原因に関連する他の原因に起因して生じたすべての個人情報の漏えいまたはそのおそれに関する損害について、次の算式により得られた額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額をてん補します。ただし、保険期間を通じて保険証券に記載されたブランドプロジェクト費用でてん補限度額を限度とします。  
特約条項第3条(2)①から④の費用の合計額 × 縮小てん補割合90%」

- 医師会用追加条項（個人情報取扱事業者特約条項用）第2条（てん補限度額）(2)①および③の規定にかかわらず、第三者が特約条項第3条（損害の範囲）(2)から⑤に掲げる費用を負担したことについて被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し、当会社がてん補すべき特約条項第3条（損害の範囲）(1)①から⑤の額は、保険期間を通じて保険証券に記載されたブランドプロジェクト費用でてん補限度額を限度とします。

### 第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびに個人情報取扱事業者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

## 担保範囲の変更に関する追加条項（医療機関用）

### 第1条（てん補限度額の変更）

- この保険契約においては、医療機関用追加条項（個人情報取扱事業者特約条項用）第2条（てん補限度額）(2)③の規定を次のとおり読み替えて適用します。  
「③ 当会社は、特約条項第3条（損害の範囲）(2)①から④に規定する費用については、同一の原因またはその原因に関連する他の原因に起因して生じたすべての個人情報の漏えいまたはそのおそれに関する損害について、次の算式により得られた額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額をてん補します。ただし、保険期間を通じて保険証券に記載されたブランドプロジェクト費用でてん補限度額を限度とします。  
特約条項第3条(2)①から④の費用の合計額 × 縮小てん補割合90%」

- 医療機関用追加条項（個人情報取扱事業者特約条項用）第2条（てん補限度額）(2)①および④の規定にかかわらず、第三者が特約条項第3条（損害の範囲）(2)①から⑤に掲げる費用を負担したことについて被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し、当会社がてん補すべき特約条項第3条（損害の範囲）(1)①から⑤の額は、保険期間を通じて保険証券に記載されたブランドプロジェクト費用でてん補限度額を限度とします。

### 第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびに個人情報取扱事業者特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

## 保険料分割払特約条項（一般用）

### <用語の定義（五十音順）>

この特約条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提供金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	口座振替の方法で払い込む場合は、提供金融機関ごとに当会社の定める期日を行い、口座振替以外の方法で払い込む場合は、契約締結の際に指定した期日を行います。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

### 第1条（保険料の払込み）

- 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

## 第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、前条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害をてん補しません。

## 第3条（保険料の払込方法に関する特則）

- 保険契約者は、第2回以降の分割保険料を口座振替の方法により払い込むことができます。この場合は、保険契約締結の時点、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
  - 指定口座が提携金融機関に設定されていること
  - 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること
- 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われなかった場合は、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

## 第4条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

保険契約者が第2回以降の分割保険料を前条(1)に定める口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

(2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

## 第5条（分割保険料不払の場合の免責）

- 保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害をてん補しません。
- 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

## 第6条（第2回以降分割保険料領収前事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日までに払い込むべき第2回以降の分割保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行う場合は、当社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

## 第7条（追加保険料の払込み）

- 当会社が第9条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- 当社は、保険契約者が第9条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもち、この保険契約を解除することができます。
- 第9条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が生じたときにおける、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については、この規定を適用しません。
- 保険契約者が第9条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。（注）追加保険料の払込みを怠った場合  
当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎります。

## 第8条（分割保険料不払の場合の解除）

- 当社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア、払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ、払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア、①ア、による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ、①イ、による解除の場合は、次回払込期日

- 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

## 第9条（保険料の取扱い）

次の①から⑤のいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤の保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還または請求方法
①	普通保険約款第9条（告知義務）(1)により告知られた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	普通保険約款第10条（通知義務）(1)の通知に基づき、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
④	この保険契約が失効または解除（注1）となった場合	ア、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 既払い込まれた保険料と失効または解除の日までの期間に対する保険料（注2）との差額を返還または請求します。 イ、保険料がア以外によって定められる場合 未經過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注3）との差額を返還または請求します。
⑤	前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(注1) 解除

⑤の場合を除きます。

④ 失効または解除の日までの期間に対する保険料  
解除の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。

(注3) 未払込分割保険料

この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

## 第10条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

## 保険料分割払特約条項（大口用）

### <用語の定義（五十音順）>

この特約条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割追加保険料	分割して払い込む各回の追加保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

## 第1条（保険料の払込み）

- 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

## 第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、前条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害をてん補しません。

## 第3条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関（注）に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。（注）提携金融機関  
当会社と保険料口座振替の取扱いを提供している金融機関等をいいます。

## 第4条（追加保険料の分割払）

当会社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、当社が定めるところにより、分割して払い込むことができます。この場合、第2回以降の分割追加保険料については、当会社が保険料の請求を行った日以後到来する払込期日に分割保険料とあわせて払い込まなければなりません。

## 第5条（保険料および分割追加保険料不払の場合の免責）

- 保険契約者が第2回以降の分割保険料または分割追加保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害をてん補しません。
- 保険契約者が(1)の分割保険料または分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な

過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

#### 第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額または第1回分割追加保険料を遅滞なく払い込まなければなりません。
- (2) 当社が、保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、同条の表の②に該当する場合は、損害義務の対象となる事実が生じたときにおける、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については、この規定を適用しません。
- (4) 保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料の払込み（注）を怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (注) 追加保険料の払込みを怠った場合  
当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合にかぎり。

#### 第7条（分割保険料または分割追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当社が保険契約者を解除できる場合	ア、払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合 イ、払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア、①アによる解除の場合は、その分割保険料または分割追加保険料を払い込むべき払込期日 イ、①イによる解除の場合は、次回払込期日

- (2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

#### 第8条（保険料の取扱い）

次の①から⑤のいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤の保険料を返還または請求します。

事由	保険料の返還または請求方法
① 普通保険約款第9条（告知義務）(1)により吉げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 普通保険約款第10条（通知義務）(1)の通知に基づいて、保険料率を変更する必要がある場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
④ この保険契約が失効または解除（注1）となった場合	ア、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合 既に払い込まれた保険料と失効または解除の日までの期間に対する保険料（注2）との差額を返還または請求します。 イ、保険料がア以外によって定められる場合 未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（注3）との差額を返還または請求します。
⑤ 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(注1) 解除

⑥の場合を除きます。

(注2) 失効または解除の日までの期間に対する保険料  
解除の場合において、この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。

(注3) 未払込分割保険料  
この保険契約において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

#### 第9条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任

保険普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

## 保険料支払に関する特約条項

#### 第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

#### 第2条（保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

#### 第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

## 共同保険に関する特約条項

#### <用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
幹事保険会社	保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社をいいます。
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

#### 第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

#### 第2条（幹事保険会社の行為の効力）

幹事保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返れい
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生に通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨の事務または業務に付随する事項

#### 第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩に掲げる事項は、全ての引受保険会社が行ったものとみなします。

#### 第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

## 初回保険料の口座振替に関する特約条項

#### <用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次に掲げる用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料をいい、この保険契約に保険料分割払特約条項が適用されている場合は第1回分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
提携金融機関	当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

#### 第1条（特約条項の適用）

(1) この特約条項は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

(2) この特約条項は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。

- ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日までになされていること。

## 第2条 (初回保険料の払込か)

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとする。
- (2) 初回保険料払込期日が提督金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、初回保険料払込期日に入込みがあったものみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預けておくなければならない。
- (4) 保険契約者が、初回保険料払込期日までにその払込みを怠った場合において、その払込みを怠った理由が、提督金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

## 第3条 (初回保険料払込前事故)

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければならない。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合は、この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」と読み替えてこの特約条項の規定を適用します。
- (4) ②の規定により、被保険者が、初回保険料払込み前の事故について保険金の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければならない。

## 第4条 (解除—初回保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

## 第5条 (自動継続契約への不適用)

この特約条項が付帯された契約が、保険契約の継続に関する特約条項の規定により継続される場合は、継続された保険契約については、この特約条項を適用しません。

## 第6条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

## クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

### <用語の定義 (五十音順)>

この特約条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	説明
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。

## 第1条 (クレジットカードによる保険料支払)

- (1) 保険契約者は、クレジットカードにより、この保険契約の保険料(注)を支払うこととします。
- (2) (1)にいう保険契約者とは、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者にかぎり、
  - (注) この保険契約の保険料  
異動時の追加保険料を含みます。

## 第2条 (保険料領収前に生じた事故の取扱い)

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時に保険料のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時(注)以後、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
  - ① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
  - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合(注) 保険料の支払を承認した時  
保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。

## 第3条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- (1) 当会社は、前条②①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとし、この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとし、
  - (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社

- が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料にかぎるものとし、異動承認請求時の保険料の支払を怠った場合は、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。
  - (4) (3)の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

## 第4条 (保険料の返還)

普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

## 第5条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。



— ヌ      毛 —

— ヌ      毛 —

◆おかけ間違いにご注意ください。

## 保険金支払いに関する苦情・ご相談窓口

**【保険金支払ご相談窓口】 0120-668-292**

<受付時間> 平 日：午前9時～午後5時（土・日・祝日、12/31～1/3はお休みとさせていただきます。）

## 保険金支払いの無責免責事案に関する第三者への不服申立窓口

保険金のご請求に対して、すでに損保ジャパン日本興亜がお支払いの対象とならない旨をご通知した事案につきまして、損保ジャパン日本興亜窓口（保険金サービス課や「保険金支払ご相談窓口」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申し立てを行うことができます。

**【無責免責不服申立窓口】 0120-388-885**

<受付時間> 平 日：午前10時～午後6時（土・日・祝日、年末年始はお休みとさせていただきます。）

### 1. ご利用いただける方

保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人

※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明などで確認させていただくことがあります。

### 2. お申し立て後の対応

「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）で受け付けした不服申し立てにつきましては、損保ジャパン日本興亜が設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。

その審査結果は「無責免責不服申立窓口」（社外弁護士）を通じてご回答します。

なお、本審査制度の対象外とさせていただく事案がございますので、あらかじめご了承ください。

## そんぽADRセンター

### ●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

**【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】**



**0570-022808**

<通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

<受付時間> 平 日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日、年末年始はお休みとさせていただきます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

◆おかけ間違いにご注意ください。

## 損保ジャパン日本興亜への相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。  
その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】 <http://www.sjnk.co.jp/contact/>

損保ジャパン日本興亜 お問い合わせ

検索



【窓口：カスタマーセンター】 **0120-888-089**

<受付時間> 平日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時  
(12月31日～1月3日はお休みとさせていただきます。)

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-3111

<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>